

通信教育受講支援(県・市町村)

目的
各種通信教育講座の受講を支援することにより、職員の自己啓発を促進し、その資質の向上を図る。
内容
<p>1 団体割引が適用される通信教育機関への受講申し込み 【県・市町村】 自治研修所がとりまとめ、適用される通信教育実施機関への受講申し込みを行う。 (団体割引が適用される通信教育実施機関を受講する場合、受講料は、一般受講料より1～2割程度割引の料金となる。)</p> <p>2 通信教育を修了した場合の受講料等の助成 【県】 通信教育を修了した場合(放送大学にあっては、単位認定試験の受験資格を取得した場合)に、受講料及び入学金の一部を助成する。 (助成金額は、受講料等の1／2以内で、一人当たり5,000円を限度とする。) (助成は、予算の範囲内で行う。)</p> <p>3 放送大学集団入学の申し込み 【県】 放送大学集団入学制度を利用する場合は、自治研修所がとりまとめて申し込みを行う。 (20名以上の出願があった場合は、集団入学制度を利用することができ、入学料が半額となる。)</p>
過去の受講者の声
<ul style="list-style-type: none">● 業務に必要な技術を得ることができて大変参考になった。(通信教育受講者)● 学んだことが業務に生かせるとともに、資格取得がモチベーションとなった(通信教育受講者)● 受講料の助成があり、続ける意欲の一つになった(放送大学受講者)
備考
<ul style="list-style-type: none">● 会計年度任用職員も対象とします。● 詳細は、自治研修所 研修部(0852-22-5858)へお問い合わせください。● 通信教育受講支援と資格取得等助成は、同一年度中どちらか一方の助成が受けられます。● 2～3に係る市町村職員の制度等については、所属市町村の研修担当課へお問い合わせください。

学びたい人を応援します！